

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美 様

3月9日付お問い合わせいただいた件につきまして

標題件に関して、別添のとおり回答申し上げます。
ご査収の程、よろしくお願ひいたします。

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力産業・市場室
03-3501-1748

一. ~三. 賠償負担金及び福島第一原発事故に伴う費用について

現行の託送料金に関する電気事業法の規定は、2000年に電力小売を部分的に自由化した際に設けられましたが、これは、当時の審議会報告書において、公益的課題への対応に必要な負担については、「すべての需要家が公平に負うことの原則とする」という結論に至ったことを踏まえたものです。

こうした法律の趣旨を踏まえ、賠償の備えの不足分については、自由化の進展に伴って新電力への切替えが進み、原発事故の賠償に係る費用を負担しない消費者が増えていくという新たな環境を踏まえ、福島の復興を支えるという観点や消費者間の公平性等も勘案し、託送料金の仕組みを利用し、全ての消費者から公平に回収させていただく制度措置を講ずるとしています。このことは、審議会における議論の結果、結論に至ったものです。

御提示の記事の内容について、弊序としてお答えすることは控えさせていただきます。

賠償の備えの不足分の規模は、賠償費用の見込みの増加額に充てることができる額として算出したものではなく、現行の原賠機構法の一般負担金の算定方式を前提に、福島事故前に確保すべきであったと考えられる額の総額を約3.8兆円と試算したものです。その上で、できる限り負担を求める額を抑制する観点から、最も保守的な考え方にして、託送制度を利用して回収を開始する2020年までの間に納付されると想定される一般負担金の総額の約1.3兆円を控除することとして、約2.4兆円と算定したものです。

また、この額は賠償の備えの不足分として、全ての需要家から公平に回収する額の上限であり、今後、変動が生じる性格のものではないと考えております。このことは、審議会における議論の結果、結論に至ったものです。

福島第一原発事故に係る賠償費用については、これまで見込んでいた約5.4兆円に加え、商工業、農林 水産業における営業損害や風評被害が長期化したことなどに伴って、約7.9兆円と見込んだものであり、この見通し額の増分は賠償の備えの不足分の額と異なるものです。

賠償費用を含む、福島第一原発事故への対応に係る所要資金の見通しは、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものと承知しております。

四.・五. 廃炉円滑化負担金について

浜岡原発1・2号機の廃止措置費用及び2008年度特別損失額については、相違ないと存じます。廃炉決定に伴う特別損失等の会計処理は、事業者の判断

によりなされたものと認識しておりますが原子力発電施設解体引当金の取崩しにより特別損失を計上したものではないと承知しております。

廃炉会計制度は、全面的な自由化により競争が進展した環境下においては、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を前提として措置したものです。その上で、今回の措置は、2020年にも小売の規制料金が撤廃されることを見据え、制度の継続に必要な費用に限り託送料金の仕組みを利用して回収する措置を講ずることとしたものです。したがって、廃炉会計制度は、原発依存度の低減、廃炉の円滑な実施といったエネルギー政策の目的を達成するために必要な措置であると考えております。

解体引当金総見積額は、原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づき、事業者が算定するものです。同省令に基づく総見積額は、原子力発電施設の解体に要する費用の見積額です。玄海原発1号機に関しては、同省令に基づき、初めて発電した日の属する月から起算して50年を経過する月までの期間で積立を行っているものと承知しております。廃炉円滑化負担金の額については、現時点で引当を完了していない額と、廃炉円滑化負担金額は異なります。

なお、資産除去債務は、電気事業のみならず一般的な会計原則に基づいて計上されるものであり、解体引当金総見積額の合計額と資産除去債務額との差額は廃炉円滑化負担金の額と異なります。

日本原子力発電株式会社について、廃止措置がすでに進められている東海発電所、敦賀1号機については、同省令に基づき、引当金の取崩しが行われており、それ以外の発電所については、引当金の取崩しは行われていないと承知しております。なお、解体引当金は、いわゆる負債性引当金であり、一般的な会計原則によって、現金の保有を求められるものではありません。

また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が所有するもんじゅや東海再処理施設の建設費用や廃止措置に伴う費用は、文部科学省の所管ですので、同省へお尋ねください。

六・七・十・十一. 託送料金について

賠償負担金と廃炉円滑化負担金は、今般措置した託送料金算定規則等が2020年4月1日に施行された後、料金原価となるものです。これらの負担の内容は明細票等で明示されるものと認識しております。

電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費は、現行の託送料金算定規則等において認められる料金原価です。

託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費は、こうした趣旨を踏まえて、託送料金原価とされているものです。電源開発促進税については、2000年より、託送料金原価とされております。

託送料金は、託送供給に係る料金です。託送供給については、電気事業法第2条第6号において定義しております。託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっております。また、各事業者の料金原価は、関係省令に基づき適正に算定され、認可しております。

なお、託送料金の適正性については、料金算定のルールに従って算定された原価や営業費用の実績が公開されており、透明性が確保されていると考えております。

今般の措置について議論を行った審議会（電力システム改革貫徹のための政策小委員会）は公開で行い、必要な関係省令の改正はパブリックコメントを経て行ったものです。

八・九 放射性廃棄物の処理、使用済燃料再処理費及び福島第一原発の廃炉費用について

低レベル放射性廃棄物は、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が取り組むこととしております。高レベル放射性廃棄物は、最終処分法に基づき取り組むこととしております。

現行制度において、事業者は、廃炉しようとする際に、解体引当金の総見積額の承認を受けることとしております。

なお、高レベル放射性廃棄物は廃炉作業とは関係ないものと承知しております。

再処理等費用は電気料金原価とされており、過去分は託送料金原価とされております。平成28年度に設立された使用済燃料再処理機構において、再処理等事業費は13.9兆円と精査されており、引き続き、電気料金で回収されるものと承知しております。

現行制度において、使用済燃料再処理に関して、使用済燃料再処理等既発電費以外の費用は託送料金の原価となっておりません。

福島第一原発の廃炉は世界にも前例のない困難な事業であり、現時点では、政府として、廃炉に要する資金を具体的かつ合理的に見積もることは困難です。他方、約8兆円という試算は、廃炉に要する資金として有識者のヒアリン

グ結果等をもとに算出された金額として示されたものであり、現時点で、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有するものと承知しております。

十二. 原発のコストについて

各電源の発電コストについては、審議会（総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 長期エネルギー需給見通し小委員会 発電コスト検証ワーキンググループ）において試算を行っており、原子力発電の発電コストについては 10.1 円/kWh 以上と試算しております。この原子力発電の発電コストは、資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用の各項目を算入したものです。

仮に福島事故関連費用が約 10 兆円増加した場合には、事故リスク対応のための発電コストは kWh 当たり 10.2~10.4 円となります。